三木市 吉川町



合併協議会だより

平成16年11月23日発行

第8号

合併の期日は平成17年10月24日

第9回合併協議会で承認されました。



住民説明会を開催

10月から11月にかけて、両市町の地区ごとに合併に関する住民説明会を開催いたしました。なお、説明会の内容については、随時ホームページに掲載しているほか、「協議会だより」では、次号で報告します。

目 次

第9回合併協	協議会の結り	果報告	 2
● 第10回合併協	協議会の結婚	果報告	 4
○合併協定項目	の協議状況		 8
協議会からの	お知らせ		 8



第9回 開催されました 合併協議会が

協議されました。 協議会が開催されました。 ンターで第9回三木市・吉川町合併 会議では、協議事項7件について 10月15日に吉川町総合中央活動セ

協 議 事 項

ついて、協議が行われました。 第8回協議会で提案された事項に

協議第37号

新市建設計画について

計画) なりました。 との協議が必要なため、 説明がなされました。 新市のまちづくり計画 に関係する財政計画について 今後も兵庫県 継続審議と (新市建設

協議会での主な質疑、 意見

質 問 【質問】税収の伸びは期待できない 【回答】平成17年度から平成25年度 26年後からは黒字に転じるよう 基金の取り崩しが必要であるが まで資金不足を補てんするため な財政計画となっている。 基金の残高の推移について。

財政計画は、

新市建設の基本的な

新市の財政計画について

よって交付税の増減がでてくる。 の額も変わってくるため年度に

【回答】税収については、 度決算ベースをもとに、 を見込まずに策定している。 平成16年 伸び率

のか。

【質問】平成26年度時点で削減され る職員数と想定される議会の議 員数について。

【回答】職員数については、 年度までに90人削減し、 数としている。 は定数特例を使用した場合の人 議員数 平 成 26

【質問】高齢化が進む中、 費はどうなるか。 社会保障

【回答】財政計画で示された数字が なる。 価が上がれば、 ても対象者が増えたり、 絶対的ではない。 一般財源も増えるということに 事業費も増え、 扶助費につい 補助単

【質問】財政計画に示されている交 【回答】合併特例債の元利償還金の るが、合併特例債の事業等の実 施年度により、 付税として入ってくることにな 7割分がその年度ごとに地方交 付税の増減の根拠について。 後年の元利償還

(単位:百万円) す。

11,023 11,023 5,049 5,136 4,472 4,472 20,544 20,631 5,180 5,354 1,557 1,514 966 925

平成26年度 平成24年度 平成25年度 951 8,464 8,413 8,497 21,057 20,623 20,196 △512 △ 79 435

平成23年度 10,997 11,018 11,023 11,023 11,023 5,124 4,923 5,062 4,957 5,050 4,472 4,472 4,472 4,472 4,472 20,557 20,545 20,593 20,413 20,452 5,839 5,837 5,737 5,664 5,525 1,315 1,353 1,391 1,430 1,471 907 940 940 886

8,466

21,241

△ 789

新三木市の財政見通し 平成20年度 平成21年度 平成17年度 平成18年度 平成19年度 平成22年度

10,997

5,344

4,472

20,813

5,949

1,278

841

8,416

21,321

△ 508

地方税 10,946 10,983 地方交付稅 5,417 5,378 その他の収入 4,444 4,464 歳入計 20,807 20,825 人件費 6,096 6,022 扶助費 1,198 1,241 投資的経費 877 884 8,929 8,736 その他 21,679 22,260 歳出計 歲入歲出差引 △ 1,453 △ 854 ことを目的として策定される計画で られた財源を効率的に運営していく くため、中・長期的展望にたって限 められた施策を計画的に実施してい 方針により、「新市建設計画」 に定 算・16年度の決算見込み状況及び現 間について、普通会計の一般財源べ ースで、三木市と吉川町の過去の決 成17年度から平成26年度までの10年

普通会計とは

ています。

在の財政制度等を参考にして策定し

などの特別会計、 た統計上の会計のことをいいま 国民健康保険や上下水道、 企業会計を除い

般財源ベースとは

いいます。 支出金や分担金などは特定財源と 源のことです。これに対し、 付税などの使途が特定されない財 般財源とは、 地方税や地方交 国庫

8,458

21,262

△ 705

除き、 作成したものです。 今回の財政計画は、 一般財源の推移に着目して 特定財源を

8,482

21.248

△ 655

8,448

21,216

△ 803

平成17年から25年度の9年間 は、歳出額が歳入額を上回 が歳出を上回り、基金も増 加するようになります。



三木市と吉川町の合併の場合、

亚

協議第43号

取扱いについて 各種事務事業 (国際交流事業)

の

おり承認されました。 合併後も交流を継続する。 国際交流に関する取扱 (妹都市・友好都市については 11 が次のと

サンフランシスコとロスアンゼルスのほぼ中間に位置し、 ・ぶどう・オレンジ等の農業とその加工工業が盛んな都市

コロワ市(オーストラリア・ -サウスウェールズ州)

する。

況

木市

バイセリア市(アメリカ・カリフォルニア州)

(1) 友好都市名 (2) 提携年月日 平成9年4月11日 コロワ市の (3)

人口約11,000人

現

昭和41年10月15日

人口約100,000人

-市の西南約500kmにある酪農・農業都市

する。 ついては、合併時に 三木市の制度に統

2 の制度に統一する。 は、 動支援事業について に三木市の制度に統 については、 重度身体障害者移 住宅改造助成事業 合併時に三木市 合併時

غ 協議第44号関係

おり承認されました。 関する取扱いが次の 祉バス券交付事業に 福祉タクシー、 福

5 時に三木市の制度に 業については、 統 一する。 重度心身障害者 はり等施術助成事 合併

併時に三木市の制度 事業については、 に統一する。ただし、 (児 介護手当支給 合

姉妹都市名

提携年月日

バイセリア市

の概況

(1)

(2)(3)

6 いては、 手話通訳者設置・ 一する。 合併時に三木市の制度に 派遣事業につ

の取扱いについて

(障害者福祉事業

各種事務事業のうち障害者福祉に

協議第44号 各種事務事業

現 況				
項	目	三 木 市	吉 川 町	
福祉タクシー	対象者	身体障害1·2級/知的障害A判定/精神障害1級	なし	
価値タクター	助成内容	初乗り料金助成560円/回(月4回まで)	704 U	
対象		70歳未満で次の障害をお持ちの人 第1種身体障害/知的障害 A判定/ 精神障害 1級	なし	
助成	助成内容	バス·電車回数券 3,300円相当 タクシー券 3,000円		
	対象者	身体障害者手帳、療育手帳所持者	身体障害者手帳、療育手帳所持者	
住宅改造助成	助成内容	住宅改造費用の一部助成 対象限度額 50万円 助成率 1/2または1/3	住宅改造費用の一部助成 対象限度額 100万円 助成率 3/3、9/10、2/3、1/2	
重度心身障害者(児)	対象者	6ヶ月以上寝たきりで、身体障害(1·2級)または知 的障害(A判定)の方を介護する人(所得制限あり)	6ヶ月以上寝たきりで、身体障害(1・2級)または知 的障害(A判定の方を介護する人(所得制限あり))	
介護手当支給	助成内容	10,000円/月(県基準)	15,000円/月	
手話通訳者記	设置·派遣	・聴覚障害者等に対する手話相談 ・聴覚障害者が公的機関や医療機関などに出 かける時や講演会などに手話通訳者を派遣	なし	

協議第45号

吉川町の現在の対象者について

は、

平成18年度末までに統

一する。

扱いについて 各種事務事業(児童福祉事業)の取

する取扱いが次のとおり承認されま 各種事務事業のうち児童福祉に関

した。

1 おりとする 児童手当については、 現行のと

- のとおりとする。 児童扶養手当については、 現行
- 児童センター、 保育所保育料については、 現行のとおりとする。 児童館につ 平成 いて

18年度から統一する。

- 年度から制度を統一する。 のとおり新市に引き継ぎ、 市町立保育所については、 平成 18
- 画については、合併時に三木市 計画に統一する。 次世代育成支援対策推進行動
- から、 川町は、 併時に三木市の制度に統一する。 回復訓練施設事務組合わかあゆ園 肢体不自由児等の療育について 家庭児童相談室については、 合併後、 合併の前日に脱退する。 北播磨肢体不自由児機能 新市で支援する。 吉

協議会での主な質疑、 意見

(質問) 育についての受け入れ体制につ 合併後の肢体不自 由児の療

【回答】合併後の新三木市の中で療 みができるよう調整中である。 者の負担にならないような仕 育体制を考えていきたい。 保護

				協議第45亏関係
			現 況	
	項目		三木市	吉川町
保育所	市町民税非課税	世帯	7,000円	9,000円
保育料	所 得 税6	5万	26,100円	30,000円
(例)	所 得 税 30	0万	52,600円	51,400円
	箇 所	数	3 箇所	1 箇所
	保育時	間	平 日 7:30~18:30 土曜日 8:00~13:00	平 日 7:00~18:00 土曜日 7:00~18:00
市町立 保育所	休 業	\Box	日曜日·祝日·年末年始·年度末	日曜日·祝日·年末年始
МНИ	給	食	月~土曜日	月~金曜日
	延長保	育	平 日 18:30~19:00 月額1,000円(おやつ代日額100円)	平 日 18:00~19:00 月額2,500円(おやつ代含む)
	北播磨肢体不自由児機能回復 訓練施設事務組合 わかあゆ園 非 加 入 加 入			加入

ては、

現行のとおりとする。

成人・老人保健事業について

吉川町の健康医療相談所につい

現行のとおりとする。

協議第46号

各種事務事業(健康づくり事業)の

取扱いについて

関する取扱いが次のとおり承認され 各種事務事業のうち健康づくりに

ルについては、新市全体のイベン 三木市の健康福祉フェスティバ

協議第46是関係

			励
現 況			
Ì	i I	三木市	吉川町
健康福	祉イベント	健康福祉フェスティバル	健康福祉まつり
健康	医療相談所	なし	健康福祉センター 2階におい て、医師相談等を実施
基本健診	(町ぐるみ健診)	身体計測、検尿、血圧測定、血液検査等 16歳以上 自己負担 1,200円	身体計測、検尿、血圧測定、血液検査等 20歳以上 自己負担 1,000円
	1歳 6か月健診	総合保健福祉センターで月1回	健康福祉センターで年 4回
乳幼児健診	3歳児健診	総合保健福祉センターで月1回	健康福祉センターで年 4回
	乳 児 健 診	総合保健福祉センターで月1回	健康福祉センターで月1回
予防接種事業		三種混合、麻しん・風しん、日 本脳炎、二種混合(三木市内の 実施医療機関で実施)	三種混合、麻しん・風しん、日本 脳炎、二種混合(三木市、吉川町、 三田市内の実施医療機関で実施)
高齢者インフルエンザ		北播磨の実施医療機関で実施	北播磨・三田市の実施医療機関で実施

として形を変えて存続する。 福祉まつりについては、 トとして存続する。吉川町の 地域活動 健康

2 三木市総合保健福祉センター

吉川町健康福祉センターについて

現行のとおりとする。

吉川町の健康プールについて

- いては、平成18年度から三木市の 高齢者インフルエンザ事業につ

協議第47号

について 各種事務事業(都市計画関係事業)

いて、次のとおり承認されました。

協議第48号

合併の期日について

三木市・吉川町のイベント等の調整

に統一する は、平成18年度から三木市の制度

- 18年度から三木市の制度に統一 母子保健事業については、
- 18年度から三木市の制度に統一す 予防接種事業については、平成
- 制度に統一する。

都市計画関係に関する取扱いにつ 都市計画については、合併後5

2 開発指導については、合併時に 年以内に調整する。

三木市の制度に統一する。

を踏まえ、住民サービスを確保しつ 併特例措置が1年間延長されたこと と承認されていました。その後、 つ新市への移行を円滑に行うため 議会において「平成17年3月31日 合併の期日については、 第2回協

平成 曜日・日曜日)の閉庁日を移行作業 10月24日 (月)」という合併期日の などから、合併期日前の2日間(土 安全かつ確実に行う必要があること を行い、また電算システムの移行を に利用することができる「平成17年

案 事 項

提

変更が承認されました。

ました。 議項目について5件の提案がなされ 第10回協議会で協議される次の協

開催されました 合併協議会が

第10回 11月8日に吉川町総合中央活動セ

協議会が開催されました。 協議されました。 ンターで第10回三木市・吉川町合併 会議では、協議事項5件について

報告第16号

項

住民説明会について

くは次号で報告します。 現在開催中の住民説明会につい 中間報告がなされました。詳し

ついて、 協議第49号 市町の慣行に関する取扱いにつ 市町の慣行の取扱いについて 第9回協議会で提案された事項に 次のとおり承認されました。 市章については、 協議が行われました。 合併時に三木

協

事

項

2

市の花、

推奨花については、

合

いては、

現行のとおりとする。

併時に三木市の市花、

推奨花に統

の市章に統

4

市旗については、

合併時に三木

りとする。

推奨花とする。

する。

吉川町の町花は、

新市

市の木については、

現行のとお

市

の市旗に統一する。

一する。

5

市の歌については、

合併時に三

木市の市歌に統一する。

市

・民憲章については、

合併時に

なし

町花 (昭和48年4月制定) / さざんか

取扱いについ

町木 (昭和48年4月制定) /松

協議第49号関係

三木市の市民憲章に統 一する。

協議第50号 各種事務事業 (広聴広報関係事業)

されました。 事業の取扱いについて協議され承認 各種事務事業のうち広聴広報関係

昭和31年12月1日制定。よかわの「よ」を図案化したもので、簡単明瞭な表現のなかに吉川町の明日への希望と飛躍発

展を表している。

推奨花/なし

1 市 広聴については、 広報紙については、 の制度に統一する。 合併時に三木 合併時に三

現

昭和29年7月1日制定。
「木」または「キ」を3つ組み合わせて図案化し、
ハート形にして心臓部を表し、三方に出る動脈により活動の旺盛さを表している。三方同形により天・地・人三体の調和をとり、将来の発展、円満和今を音味している。

市花 (昭和46年6月1日制定) /さつき

市旗(昭和41年8月10日制定) 紺地に白で曲尺を組み合わせて図案化し

木市

の制度に統一する。

たもので、曲尺は金物を象徴している。

市木(昭和46年6月1日制定)/松

合を意味している。

推奨花/サルビア、菊

況

協議会での主な質疑、 意見

質問 [回答] につい 現在吉川 吉 って Ш 町 にお 一町におい ける広報 ては、 0 配 自 送

市(町)章

市(町)花

市(町)木

市

ているが、

合併後は現在の三木

治会に委託して配送作業を行

【回答】吉川町においては、 【質問】広報などの配送にかかる自 て 般に対する補助金として支出し 会に委託料を支払っているが、 治会への委託料につい よる配送を行うことにな 回覧物の配送全般において自治 市と同様に新聞折込みや宅 三木市においては自治会活動全 いる。 広報や 配に

	現況
項目	三 木 市
広聴	市政懇談会(各町ごとに実施)/ 市民の声の箱/電子公聴(メール)
広報	広報「みき」/毎月1回 30,800部 市内全世帯他
項目	吉川町
広聴	電子公聴(メール)
広報	広報「よかわ」/毎月1回 3,300部 町内全世帯他

協議第50号関係

	現況
項目	三 木 市
広聴	市政懇談会(各町ごとに実施)/ 市民の声の箱/電子公聴(メール)
広報	広報「みき」/毎月1回 30,800部 市内全世帯他
項目	吉 川 町
広聴	電子公聴(メール)
広報	広報「よかわ」/毎月1回 3,300部 町内全世帯他

【意見】

吉川

町

――三宮間のバスにつ

いては、

合併後も継続して運行

協議第51号

各種事務事業 (交通関係事 業 の

うお願いしたい。

取扱いについて 取 各種事務事業のうち交通関係事業 扱いについて協議され承認され

1 吉川 「町のコミュニティバスにつ

> ど制度の充実を図り、 犯灯の維持管理については、 いては、未設置箇所の整備促進な 主体を整理のうえ、 する。 ^適用する。 防犯灯の設置及び維持管理につ 一交通災害共済組合から脱退する。 吉川町の交通災害共済について 平成17年度で廃止し、兵庫県 ただし、 吉川町内分の防 平成18年度よ 合併時に統 意見 管理

協議会での主な質疑

回答 【質問】三木市おいてもコミュニテ ィバスの運行やノンステップバ スの導入をお願いしたい。 将来に向けて検討中である。

【質問】 されるよう新市においても配慮 をお願いしたい。 吉川 防犯灯の維持管理について 町に近い 制度となるよ

く検討して改善を図りたい 三木市における問題点 をよ

拉議第51号関係

					協議第51号関係
			現	況	
Ì	1 目	三木市			吉川町
]3	ミュニティ バス	なし	(1)目 (2)路 (3)運	的線賃	町民の日常の交通手段の確保を図り、町民福祉の向上を図る。 吉川町全域 2ルート(隔日運行) 100円(均一)
n-L	設置主体	市	町		
防犯	分担金	地元負担(自治会) 設置工事の1/2程度	町		
灯	維持管理	自 治 会	町		
۲۸	電気料金	市	町		
			_		

統一する。

協議第52号 各種事務事業 (高齢者福祉事業

の取扱いについて

業の取扱いについて協議され次のと おり承認されました。 合併時に三木市の制度に統一する。 各種事務事業のうち高齢者福祉事 福祉バス券交付事業については、

11

- 3 ついては、合併時に三木市の制度 に統一する。 家族介護手当等支給事業につい 高齢者外出支援サービス事業に
- ては、合併時に三木市の制度に統

一する。

15

- 5 いては、合併時に三木市の制度に 整のうえ、合併時に制度を統一する。 業については、社会福祉協議会と調 合併時に三木市の制度に統一する。 寝具類洗濯乾燥消毒サービス事 高齢者等住宅改造助成事業につ 軽度生活支援事業については、
- 8 ては、 うえ、合併時に制度を統一する。 いては、社会福祉協議会と調整の する。 高齢者施設利用助成事業につい 訪問理容サービス助成事業につ 合併時に三木市の制度に統
- 10 併時に制度を統一する。 社会福祉協議会と調整のうえ、合 サービス利用助成事業については、 合併時に三木市の制度に統一する。 配食サービス事業については、 高齢者生活支援型ホームヘルプ
- 13 12 業については、合併時に三木市の 合併時に三木市の制度に統一する。 合併時に三木市の制度に統一する。 居宅寝たきり高齢者見舞い品事 緊急通報システム事業については、 福祉電話貸与事業については、
- 14 金婚夫婦祝賀事業については、

制度に統一する。

項

福祉バス

高齢者等 住宅改造

目

対象者

助成内容

対象者

助成内容

16 流 市 ひとり暮らし高齢者と青少年交

17 年度から三木市の制度に統一する。

現 況	
三 木 市	吉 川 町
対 象 70歳以上の方	
バス・電車回数券 3,300 円相当 タクシー券 3,000 円	なし
65歳以上の高齢者のいる世帯	60歳以上の高齢者のいる世帯
対象限度額 500千円 助成率 非課税等 1/2 所得課税 1/3	対象限度額 1,000千円 助成率 1/3
(市単独分) 75歳以上の方 75歳~79歳以下の方 5,000円 80歳~89歳以下の方 7,000円 90歳~99歳以下の方 10,000円	(町単独分) なし

合併時に三木市の制度に統一する。 台併時に三木市の制度に統一する。 敬老祝金支給事業については、 18

敬老会事業については、平成18	5の制度に統一する。	『事業については、合併時に三木	で、それ、子敬与なデアをライ

BJ	
かいる世帯	
千円	

吉 川 町
製工
限度額 1,000千円 率 1/3
単独分〕

吉 川 町
なし
005011 o = 10 × o 1 × 7 11 11
60歳以上の高齢者のいる世帯
対象限度額 1,000千円 助成率 1/3
〔町単独分〕 なし

100歳以上の方 50,000円

協議第52号関係

度に統一する。 については、合併時に三木市の制 いては、現行のとおりとする。 在宅介護支援センター運営事業 高齢者大学、ことぶき学級につ

協議会での主な質疑、 意見

(質問) 【質問】敬老会を他の地区と合同で .「回答】 合併後も継続する。 ただし、 う趣旨の内容のものに見直せな 開催するのではなく、地域で祝 将来的には見直しを図っていく。 敬老祝金について

【回答】 あくまで自治会が主体の行 回答】単なる補助金ということで 質問】社会福祉協議会に対する補 助金等のあり方について。 対する社会福祉協議会の役割に はなく、行政ができない分野に 事であり、今後も自治会や婦人 対して財政的な援助はしていき 会等とも事前に協議をさせてい ただいて進めていきたい。

協議第53号

たい。

各種事務事業(その他各種 福祉

敬老祝金支給事業

度)の取扱いについて 各種事務事業のうち、その他各種

次のとおり承認されました。 福祉制度の取扱いについて協議され

- については、合併時に三木市の制 度に統一する。 在日外国人高齢者特別給付事業
- については、合併時に三木市の制 度に統一する。 在日外国人身障者特別給付事業 福祉年金事業については、合併
- 時に三木市の制度に統一する。 施する。吉川町の追悼式について 合併後新市の合同慰霊祭として実 三木市の合同慰霊祭については、 地区慰霊祭として継続する。
- は、 ては、現行のとおりとする。 市立屋内ゲートボール場につい 高齢者福祉センターについて 現行のとおりとする。
- 福祉会館については、現行のと
- おりとする。 市立デイサービスセンターにつ
- 9 いては、現行のとおりとする。 地域交流委託事業については、
- 10 ついては、合併時に三木市の制度 合併後5年を目途に廃止する。 に統一する。 災害弔慰金・見舞金支給事業に

協議会での主な質疑、

【質問】合同慰霊祭や地区慰霊祭の 【回答】主催者の遺徳顕彰会で検討 あり方を見直すべきではないか。

【質問】三木市の合同慰霊祭と吉川 町の追悼式については、 はどうなるか。 合併後

してほしい。

【回答】吉川町の追悼式は、開催方 て実施していきたい。 法を吉川町の遺族会と調整しな がら、今後も地区の追悼式とし

【質問】福祉年金事業については、 【回答】今までなかった所得制限を 設けた上で、父子家庭を対象に 制度改正を今後速やかに検討す 加えるなど検討したい。 るとあるが、その内容について。

案 事 項

た。 議項目について提案がなされまし 第11回協議会で協議される次の協

■提案第54号

について 議会議員の定数及び任期の取扱い

■提案第55号

事務機構及び組織の取扱いについて

拉議第53是関係

	玗	₹	況								
項 目	Ξ	E オ	市			吉川	川町				
在日外国人高齢者特別給付	支給額 28,000円/月				支給額 20,000円/月						
	(1) 対象者・支給額等				(1) 対象者·支給額等						
	対象者		支給額(年額)		対象	者	支給額(年額)				
	身	1級	30,000円		身体	1.2級	20,000円				
	i	2級	24,000円		障害者	3.4級	10,000円				
福祉年金事業	障 ;	3級	18,000円			5.6級	4,000円				
		4級	15,600円		知的障害者	A	20,000円				
		5.6級	12,000円			B1	15,000円				
		A·B1	30,000円			B2	10,000円				
	精神障害者 母子家庭	1.2級	30,000円		精 神障害者	1級	20,000円				
	以下豕庭		24,000円 397人			2級 3級	15,000円				
	(-) 5 111					帰し	12,000円				
	. ,		こ引続き1年		父子·	児童2人	12,000]				
	以上住所を有する				母子家庭	児童3人	22,000円				
	者				(2) 条件		に住所を有す				
							(1歳以上の				
							: 1 年以上居住				
						(父子・母子))					
	(1) 合同慰霊祭			tì	追悼式						
	主催者	市遺徳顕彰会		主催者 町 (() () ()							
慰霊祭	(2) 地区慰霊祭 				追悼式 主催者 町 会 場 町総合中央活動セ ンター、文化体育館						
	会場各地区慰霊碑にて実施										

提案第56号

2) について 使用料、手数料等の取扱い

(その

提案第57号

公共的団体等の取扱いについて

■提案第58号

取扱いについて 各種団体への補助金、 交付金等の

提案第59号

取扱いについて 各種事務事業(イベント関係) の

Information 協議会からのお知らせ

●協議会の傍聴について

合併協議会は公開を原則としています。一般傍聴人の定員は、30人以内としますが、会議場の都合により傍聴人の定員を増減員することがあります。傍聴を希望される方は、会議開催予定時刻の15分前から傍聴受付の順に傍聴証を交付します。ただし、その時刻における傍聴希望者が定員を超えるときは、先着順により決定します。

●会議資料、会議録の閲覧について

会議資料並びに会議録は、次の場所で閲覧することができます。

- ●三木市役所 4階 合併協議会事務局 総務係
- ●吉川町役場 1階 総務財政課 総合窓口

●ホームページ開設のお知らせ

三木市・吉川町合併協議会のホームページを開設しています。合併に関する最新情報を随時お知らせしますので、ご利用ください。

ホームページアドレス

http://www.miki-yokawa-gappei.jp



今後の会議開催スケジュール

●第11回三木市・吉川町合併協議会の日程について

日 時:11月25日(木) 午後1時30分から

会 場:三木市役所 5F 大会議室

編集·発行

三木市·吉川町合併協議会

T673-0492

兵庫県三木市上の丸町10番30号(三木市役所内) TEL 0794-82-4990 FAX 0794-82-9755

■E-mail jimu@miki-yokawa-gappei.jp

■ホームページ http://www.miki-yokawa-gappei.jp

C100



合併協定項目の協議状況 ****

É	ì	併協定項目の協議状況	平成10	6年1	1月8日現在
Ē	基	本的協議事項			
		1 合併の方式	承	認	H16.4.23
	2	2 合併の期日	承	認	H16.10.15
	(3 新市の名称	承	認	H16.4.23
	4	4 新市の事務所の位置	承	認	H16.4.23
	į	5 財産及び債務の取扱い	承	認	H16.4.23
Ē	合	併特例法に規定されている特例の協議事項			
	(6 議会議員の定数及び任期の取扱い			
	7	7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い			
	8	8 地方税の取扱い	承	認	H16.8.26
	Ç	9 一般職の職員の身分の取扱い	承	認	H16.8.26
	10) 地域審議会の取扱い			
	1	1 新市建設計画	継続審	議中	
Ę	そ	の他必要な協議事項			
	12	2 特別職の職員の身分の取扱い			
	13	3 条例、規則等の取扱い	承	認	H16.4.23
	14	4 事務機構及び組織の取扱い			
	15	5 一部事務組合等の取扱い	承	認	H16.9. 2
	16	6 使用料、手数料等の取扱い	一部	承認	H16.6.22
	17	7 公共的団体等の取扱い			
	18	3 各種団体への補助金、交付金等の取扱い			
	19	9 町、字の区域及び名称の取扱い	承	認	H16.4.23
	20) 市町の慣行の取扱い	承	認	H16.11.8
	2	1 国民健康保険事業の取扱い	承	認	H16.7.22
	22	2 介護保険事業の取扱い	承	認	H16.7.22
	23	3 消防団の取扱い	承	認	H16.7.22
	24	4 各種事務事業の取扱い			
		1 情報公開の取扱い	承	認	H16.8.26
		2 防災関係の取扱い	承	認	H16.9.27
		3 国際交流事業の取扱い	承	認	H16.10.15
		4 納税関係の取扱い	承	認	H16.8.26
		5 情報システム事業の取扱い	承	認	H16.7.22
		6 情報関係事業の取扱い			
		7 広聴広報関係事業の取扱い	承	認	H16.11.8
		8 交通関係事業の取扱い	承	認	H16.11.8
		9 障害者福祉事業の取扱い	承	認	H16.10.15
		10 高齢者福祉事業の取扱い	承	認	H16.11.8
		11 児童福祉事業の取扱い	承	認	H16.10.15
		12 その他各種福祉制度の取扱い	承	認	H16.11.8
		13 健康づくり事業の取扱い	承	認	H16.10.15
		14 人権(同和)対策関係事業の取扱い	承	認	H16.8.26
		15 社会福祉協議会の取扱い			
		16 保健衛生関係事業の取扱い	承	認	H16.9. 2
		17 農林水産関係事業の取扱い	承	認	H16.9. 2
		18 商工観光関係事業の取扱い	承	認	H16.6.22
		19 都市計画関係事業の取扱い	承	認	H16.10.15
		20 建設関係事業の取扱い	承	認	H16.9.27
		21 水道事業の取扱い	承	認	H16.9. 2
		22 下水道事業の取扱い	承	認	H16.9. 2
		23 市町立学校等の通学区域の取扱い	承	部	H16.9.27
		24 学校教育関係の取扱い			
		25 社会教育関係の取扱い	承	認	H16.9.27
		26 イベント関係の取扱い			
		27 行政区(自治会・行政連絡機構)関係の取扱い			
		28 塵芥処理の取扱い	承	部	H16.9.27
	2	5 その他必要な事項の取扱い	一部	承認	H16.8.26
_					